



協同組合は国の補助金を受けることができるか

Question



協同組合が国の補助金を受けることはできますか、またどのような補助金がありますか？

Answer

補助金とは、国が目的とする事業を民間が行う場合に、その経費の一部又は全部を国が負担するものです。例えば以前実施されたエコカー補助金では、その目的が「環境性能に優れた新車の購入を促進し環境対策に貢献するとともに、国内市場活性化を図ることを目指しています。」とされていました。よって、要件にあうエコカーを購入しようとする消費者に対して補助金が支払われました。

補助金には受けるための仕組みがあり、補助されるかどうかは「事前の審査」と「事後の審査」によって決定します。「事前の審査」は申請書の提出であり、申請者が行おうとする事業が国の補助事業の目的と一致するか、申請者が補助金の対象であるか、また計画で必要となる支出内容が補助金の対象となる費用であるかが判断されます。

申請書の内容が問題ないと判断されると「決定通知」が下り、そこから実際の事業に取り掛かることができます。事業が完了すると今度は「事後の審査」である事業実績報告書を作成して実施した事業の内容や掛かった経費の詳細などを報告します。事業実績報告書の内容に問題がないと判断されれば、国から補助金が支払われます。

よって協同組合が補助金を受けることができるかどうかは、まずその補助金の対象に協同組合が含まれるか、また行おうとする事業が補助金の目的に合致しているかを確認しなければなりません。その上で前述した「事前の審査」と「事後

の審査」をパスして、初めて補助金を受けることができます。

なお補助金の原資となるのは国民から徴収された税金やその他貴重な財源であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」によって基本的な事項が定められています。この中で不正な申請や不正な補助金の使用については補助金の返還や罰則も定められていますので、補助金の申請にあたっては実施要項に沿って適正に行われているかを十分に留意して行ってください。

国の補助金は多種多様に及んでおり、さらに各省庁ごとに補助金情報が公開されていますので、その中から協同組合が活用できる補助金を探すのは大変です。中小企業庁が運営するサイト「ミラサポ」では、中小企業庁の補助金事業について専用ページを設けていますので、協同組合や組合員である中小企業が活用できる補助金がないかチェックしてみたいかがでしょうか。

<https://www.mirasapo.jp/subsidy/index.html>



「ミラサポ」の記載を転用しています。